

大阪市監査委員	新 田 孝
同	奥 野 正 美
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

### 住民監査請求について（通知）

平成 18 年 9 月 14 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

#### 記

##### 1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

大阪市の 24 区役所中 20 区において、総務課職員が任意団体である「区政協力会」の事務局業務を行っていた。特定の任意団体の職務を肩代わりすることが問題となっているにもかかわらず、区役所で慣習化し、しかも個人情報扱う団体名簿の作成にも深く関わり、平成 18 年度も漫然と継続していた。公務員は事務分掌などに定められた範囲で忠実に職務にあたらなければならないが、何ら手続を経ることなく特定の任意団体の業務を行ってきた行為は、職務専念義務違反として違法行為であり、当該職員に支払われた給与は違法不当な公金の支出にあたるので、詳細に調査の上、市長に、区長はじめ管理責任者らに返還を求めるなど必要な措置を講じるよう求める。

また、団体名簿の作成は個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号）等に反する違法行為であり、これを放置している区長はもとより市の所管局長、市長の責任が問われるものであるので、当該業務に関わった職員の違法行為に対して支出された市の損害額を特定し、市長に、区長はじめ管理責任者らからペナルティを徴収するなど必要な措置を講じるよう求める。

## 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

### (1) 請求対象の特定

住民監査請求は、住民に対し、一定の財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）に限って監査を請求する権能を認めたもので、それ以上の範囲にわたる当該行為等を包括して、これを具体的に特定することなく監査を求めるなどの権能までを認めたものではない。

したがって、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものである（平成 2 年 6 月 5 日最高裁判決）とされている。

また、その特定の程度については、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合して、住民監査請求の対象が特定の当該行為等であることを監査委員が認識することができる程度に摘示されているのであれば、これをもって足りるのであり、上記の程度を超えてまで当該行為等を個別的、具体的に摘示することを要するものではないというべきである。そして、この理は、当該行為等が複数である場合であっても異なるものではない（平成 16 年 11 月 25 日最高裁判決）とされている。

この点、請求書及び事実証明書から検討すると、本件請求の対象は、「区政協力会」への区役所職員の関与行為一般に関わって複数区（24 区役所中 20 区）における不特定の複数職員に係る複数回の公金支出であると解されるが、これらについては、請求人も認めるように、個別の事情を抱える各特定任意団体への一様ではない各区役所職員の関与の態様等からすれば、違法又は不当性を個々の支出ごとに判断するほかはないと考えられ、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合とは解されない。

そうすると、各公金の支出が他の支出と区別して特定認識できる程度に個別、具体的に摘示されているものと認めることはできない。

### (2) 違法性、不当性の摘示

一方、住民監査請求においては、上記の要件を満たし特定された当該行為等について、違法性又は不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすべきところ、本件請求においては、公務員は事務分掌などに定められた範囲で忠実に職務にあたらねばならず、何らの手続もなく特定の任意団体の業務を行ってき

た行為は職務専念義務違反であり、また、職員が個人情報扱う団体名簿の作成を行っていること自体が個人情報保護条例に反する旨主張しているが、「区政協力会」が存在する区の総務課の事務分担表をみると、その大半において「区政協力会」又は当該区における「区政協力会」の具体的な名称等を明記してその事務を行うこと自体を職務として位置づけており、請求人の主張は、主観的に従事させるべきでないとの思料に基づくだけで、単に、区役所で行われている事務の内容を事実として摘示するものであったとしても、個々の職員の「区政協力会」への個別の関与の態様を具体的にとらえ、違法性又は不当性を具体的な理由をもって個別・具体的に摘示しているとは言えない。

そうすると、本件請求は、当該行為等を標榜するものの、具体的に対象を特定することなく、かつ違法性又は不当性についても個別、具体的に摘示しておらず、全般にわたり探索的な監査を求めるものであり、むしろ、「区政協力会」への区役所職員の関与行為一般についての問題の所在及びその適否自体を問題にしているものとも解せられ、住民監査請求の趣旨、目的に適合するものではない。

以上のことから、いずれにしても本件請求は地方自治法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。